

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

支給対象と申請

支給対象となる世帯

令和3年1月以降の収入が減少し
「住民税非課税相当」
の収入となった世帯(家計急変世帯)

申請が必要です

申請期間：令和4年3月1日（火）
～令和4年9月30日（金）



申請時点で住民登録のある市区町村（二宮町）に
申請してください。

【申請書提出先】住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金担当窓口

詳しくは裏面へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和3年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。（適用される限度額は、市区町村ごとに異なりますので、二宮町にお問い合わせ下さい。）

（一例）住民税非課税となる年間給与収入の目安（二宮町の場合）単身の場合：97万円以下、配偶者及び親族2名を扶養している場合235.7万円以下

扶養している親族の状況	非課税相当【収入】限度額	非課税相当【所得】限度額
単身又は扶養親族がない場合	97.0万円	42.0万円
配偶者・扶養親族（1名）を扶養している場合	148.0万円	93.0万円
配偶者・扶養親族（計2名）を扶養している場合	190.0万円	125.0万円
配偶者・扶養親族（計3名）を扶養している場合	235.7万円	157.0万円
配偶者・扶養親族（計4名）を扶養している場合	281.5万円	189.0万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	204.3万円	135.0万円

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに二宮町の窓口にて、直接または郵送でご提出ください。



! 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター

 **0120-526-145**

受付時間 9:00~20:00 (12/29~1/3を除く)

二宮町福祉保険課

「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」窓口

0463-75-9418

受付時間 平日8:30~17:15